



国土交通省

中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

## お知らせ

記者発表資料  
配布日

平成27年10月23日

■同時発表先：岡山県政記者クラブ  
岡山市政記者クラブ  
倉敷市記者クラブ  
津山記者会

# 『河川協力団体』を募集します

～パートナーシップの拡充にむけた新しい取り組み～

岡山河川事務所・苫田ダム管理所が管理する河川管理区間において、平成25年度に創設された『河川協力団体』を募集します。

### 【概要】

#### 1. 募集期間

平成27年10月23日（金）～平成27年11月27日（金）

#### 2. 募集要項等

募集要項(申請様式等)については、募集期間内において岡山河川事務所ホームページ(<http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/>)に掲載します。

なお、募集は岡山河川事務所が行います。

#### 3. 問い合わせ等

河川協力団体の制度、申請方法等について、ご不明な場合は下記問い合わせ先へお問い合わせ下さい。

#### 「河川協力団体制度」とは

- ・河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全に関する活動を行うNPO、町内会等の団体を支援するものです。
- ・河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

#### <問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所  
TEL (086) 223-5189 (河川環境課)  
FAX (086) 234-2298

#### 【担当】

副所長（技術） かわしま 川島 あきまさ 明昌 （内線205）

河川環境課長 のっ 野津 よしひで 善英 （内線361）

# 河川協力団体制度の創設

## ■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。  
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



- ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

### ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ビオトープの整備

### ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

### ③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

### ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

### ⑤上記に附帯する活動



平成25年6月

国土交通省水管理・国土保全局

## ■河川協力団体に指定されると

### ◆許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・ 工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・ 土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・ 土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・ 権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

#### 例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

#### 【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



#### 【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

### 《委託の例》

#### ①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

#### ②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備



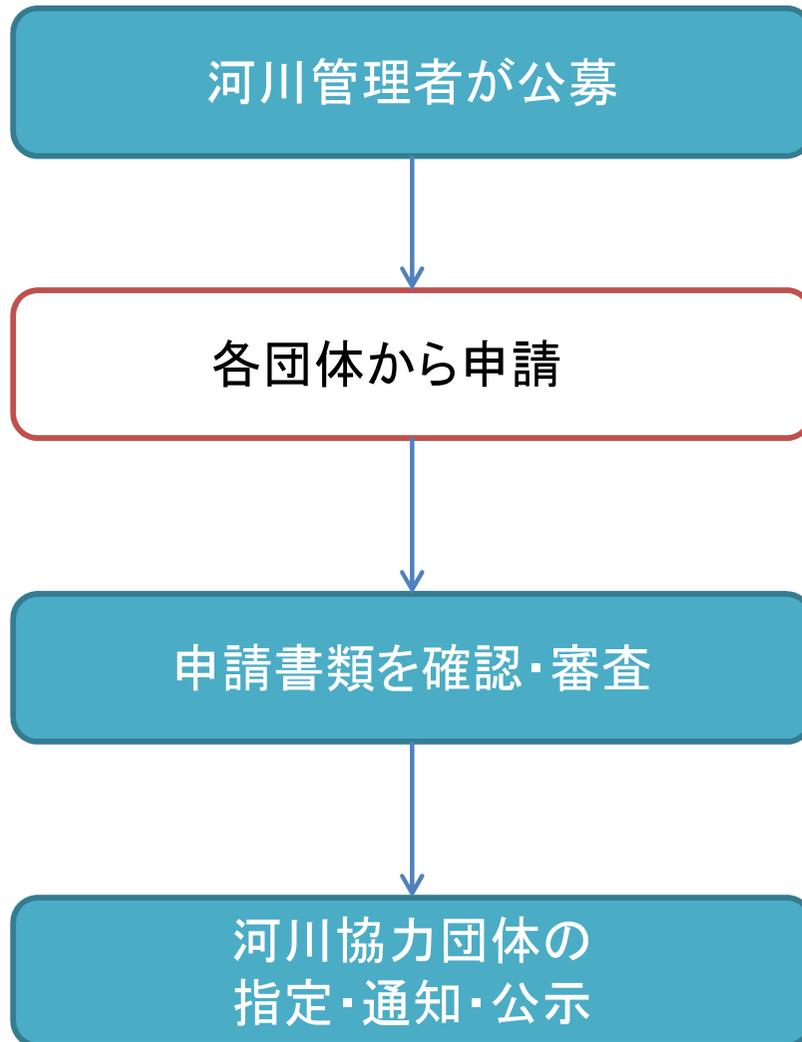
魚道の改良

【問い合わせ先】 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3  
電話：03-5253-8111（代表） 03-5253-8448（直通）

# 河川協力団体の指定について

## ■河川協力団体の指定までの主な流れ

国が直接管理する(直轄)区間では



### 【主な審査内容】(準則より)

1. 申請の資格について
2. 活動の実績について  
(継続性、公共性、活動姿勢)
3. 活動の実施計画について  
(実効性、貢献度、協調性)